

請求人  
(略)

広島市監査委員 佐 伯 克 彦  
同 井 上 周 子  
同 沖 宗 正 明  
同 渡 辺 好 造

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

## 第 1 請求の要旨

平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日付けで提出のあった広島市職員措置請求書及び平成 2 7 年 1 月 1 6 日付けで提出のあった補正書に記載された内容は、以下のとおりである。

### 1 措置請求書

広島市立幟町小学校校長 A に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨  
違反事実

A は平成 2 6 年 1 1 月 9 日に幟町小学校グラウンドにおいてテントを乾燥させる目的の利用を幟町小学校 P T A に認めたが、目的外使用であるにも関わらず、目的内申請の取り扱いを行い、正しい手続きを行わず、無効な許可を行い、使用料の請求も行わなかったこと

経緯 詳細

平成 2 6 年 1 1 月 9 日開催のふれあいバザー開催のため、幟町小学校 P T A は平成 2 6 年 9 月 1 日に学校施設使用申し込みを行い、平成 2 6 年 1 1 月 8 日 9 日両日の利用が認められた。これについては広島市教育委員会のマニュアルにそった正しいものである。

しかしながら、幟町小学校 P T A は急遽開催日当日に学校施設使用施設申し込みを行っているが、これはバザーの際に雨でぬれたテントを乾かす目的のもので、P T A 備品の管理上の必要によるもので、これは目的外使用に該当する。

またその期間は 1 1 月 9 日から 1 1 月 1 5 日までで、教育機関の長に対する事務委任規程にも使用期間が 7 日未満を超えており学校長の越権行為であり違反行為である。

## 2 補正書

平成26年12月26日付け第962号で受け付けられた「広島市職員措置請求書」について、次のとおり補正します。

[補正内容]

### 1 広島市の損害について

広島市立幟町小学校PTAに対する幟町小学校グランド使用についての目的外使用料の未徴収

広島市立幟町小学校PTAの不正なグランド利用により幟町小学校児童のグランド利用が妨げられ、教育活動・文化活動などの阻害となったこと。

グランド内に27張のテントの設置によって、強風や児童のいたずらなどによる事故の懸念があったこと。

### 2 必要な措置の内容について

本件についての越権行為、不当な手続きを行ったAを処分せよ。

広島市立幟町小学校PTAに対しグランドの使用料を徴収せよ。

PTAの横暴な学校施設の利用とそれを管理できていない学校といったPTAと学校長・教員との不適切な関係が今回の不正な利用の原因となっているので、これは是正と再発防止の措置を広島市教育委員会施設課に義務付けよ

## 第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成27年1月21日に、平成26年12月26日付けでこれを受理することを決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年1月28日に、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、同月23日に陳述書及び証拠を提出した上で、陳述を行った。

なお、提出された陳述書及び証拠には、従前の主張を特段補強したり、事実の証明を高めるものはなかった。

### 2 広島市教育委員会の意見書の提出及び陳述

広島市教育委員会に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成27年2月2日付け広市教総第110号により意見書が提出された。なお、陳述は行わなかった。

意見書の要旨は、以下のとおりである。

#### (1) 広島市教育委員会の意見の趣旨

措置請求は、理由がない。

(2) 広島市教育委員会の意見の理由

本件措置請求者は、広島市立幟町小学校校長のAが認めた、平成26年11月9日（日）から同月15日までの間の同校PTAによる学校のグラウンド使用（以下「本件使用」という。）に関して、①本件についての越権行為、不当な手続を行ったAを処分せよ、②広島市立幟町小学校PTAに対しグラウンドの使用料を徴収せよ、③PTAと校長・教員との不適切な関係が今回の不正な利用の原因となっているので、これの是正と再発防止の措置を広島市教育委員会施設課に義務付けよと主張しているので、以下、これらの点に関して述べる。

ア 本件使用について幟町小学校校長 Aが行った手続等について

PTAとは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体とされている。（昭和42年6月23日文部省社会教育審議会報告より）

幟町小学校PTAは、同報告に沿う「教育を推進し児童の福祉を推進する」などの目的を同PTAの規約に定め、同校児童の保護者や同校の教員で組織された団体で、その活動と学校運営とは切っても切れない関係にあり、お互い連携して、児童の教育の振興などを図っているものである。なお、児童の教育のための、学校とPTAなど家庭や地域社会との連携の重要性は、平成8年7月19日の文部省中央教育審議会答申でも明記されているところである。

平成26年11月9日（日）の幟町小学校でのふれあいの日の行事の開催も、児童、保護者等と地域の人々とのふれあいを一層深め、児童の教育の振興を図るため学校と連携して行うPTAの主たる活動の一つであり、そのための学校グラウンドや体育館等の使用は、学校教育の目的に沿った活動での使用であり、目的内使用である。

請求者は、この行事の際に雨で濡れたテントを乾かす目的で学校のグラウンドを使用したのは、PTA備品の管理上必要になったもので、目的外使用に該当すると主張しているが、当該テントは、PTAの所有備品であるとともに、学校と連携して開催する本件行事や学校の運動会などで使用するテントでもあり、それらが雨で濡れた際、カビなどが発生しないよう、一定期間、学校のグラウンドで乾かすことは、当該行事でのテント設営から片付けまでの一連の処理（行事）の一部であり、そのために必要となった学校のグラウンドの使用である本件使用は、行事当日の学校施設の使用と同様、目的内使用である。

なお、グラウンドの使用期間が行事の日（11月9日）から7日間となったのは、①多くのテントがある中でその片付けを行うPTA会員が平日ではどうしても集まりにくいこと、②グラウンドの南側に集めておけば学校の体育の授業などの教育活動や文化活動への支障は少なく、また、③いたずら防止や児童の安全確保、強風による倒壊事故なども、教員が監視したり、予防措置を取ることで対応できることから、片付け予定日を11月15日（土）としたことによるものである。

以上のとおり、本件使用は目的内使用であり、学校教育法第37条第4項に基づ

き、同校の校長がその権限と責任において判断し、平成25年7月2日付けの施設課長通知に沿って、適正に処理したものであり、越権行為や不当な手続は行っておらず、同校長を処分する理由はない。

イ 広島市立小学校PTAからのグラウンドの使用料の徴収について

本件使用は、PTAが学校と連携して行う学校での行事の開催のために必要となった学校施設の使用で、学校教育法第37条第4項に基づき、校長が校務として、その権限と責任において許可できる目的内使用であり、行政財産である学校施設の目的外使用に伴い必要となる使用料徴収の対象ではない。

また、目的内使用である公の施設としての学校の利用についての使用料は、広島市立学校条例でこれを定めているが、同条例では、高等学校などに関して、授業料、入学料、寄宿舎使用料等は徴するようにはなっているが（広島市立学校条例第3条第1項、同第3条の2、同第4条の2、同第4条の3）、小学校施設であるグラウンドの一時的な使用である本件使用の対価としての使用料の徴収は同条例には規定されていない。

以上のことから、PTAによる行事で使用するため鞆町小学校のグラウンドに設置した多くのテントを乾かす目的で、同校のグラウンドを7日間使用したことについて、使用料を徴収する必要はない。

ウ PTAと校長・教員との不適切な関係の是正と再発防止の措置について

鞆町小学校におけるふれあいの日の行事に関して、同校と同校PTAは、午前中を学校主催の授業参観等、午後をPTA主催のバザー等の行事を実施し、なるべく多くの保護者や地域住民などに参加してもらい、学校教育活動への理解の促進とともに、児童・保護者・地域の人々・学校教員間の交流促進、PTA活動費の確保などを目的に、学校とPTAが連携し、それぞれ役割を分担して行っているものである。

また、PTA主催のふれあいの日の行事やその準備、バザー等終了後のテントの乾燥・片付けのため、PTAが所定の学校施設使用申込書を校長に提出し、これを校長が、学校教育法第37条第4項により校務として、その権限と責任において認めたものであり、また、その手続も平成25年7月2日の施設課長通知に沿って適切に処理している。

以上のことから、学校施設使用に関して、PTAと校長・教員の間に不適切な関係はなく、再発防止のための措置も必要はない。

エ 本件措置請求について

以上のことから、本件措置請求は、理由がない。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

請求人から提出された事実を証する書類及び広島市教育委員会（以下「市教委」という。）に提出を求めた関係書類及び関係職員への調査により、以下の点について確認した。

(1) 学校施設について

ア 小学校は、学校教育法第29条において、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とされている。公立小学校は地方自治法第238条第4項に定める行政財産であり、同法第244条に定める公の施設である。

同法第225条において、公の施設の利用につき使用料を徴収することができることが定められているが、同法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要であるとされている。これを受けて広島市では、広島市立学校条例において、授業料、聴講料、入園料・入学料及び寄宿舎使用料が使用料として定められている。

イ 学校の用に供する財産の管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号により教育委員会が行うとされているが、校務については、学校教育法第37条第4項において、校長にこれをつかさどる責任と権限があるとされている。

校務とは、学校の目的である教育を行うための教育課程に基づく学習指導や学校施設設備に関するものなどであるとされており、学校施設の管理は校務の一つである。

なお、学校施設とは、学校施設の確保に関する政令第2条第2項において、学校の建物その他の工作物及び土地とされている。

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第50条第1項において、校長は、施設、設備等の保安全管理に努めなければならないと定められている。

ウ このため、市教委は、小学校教育の目的のために学校施設を使用するに際しても、責任の所在を明らかにするなど、より適正に管理するため、①単位PTA主催による学校での文化活動、スポーツ活動、バザーなど、②教育研究会主催による学校での各種研究会や研修の開催、③その他、学校以外の団体が、学校の設置目的に沿って学校施設を使用するものについて、必要な手続を定めて、平成25年7月2日付け市教委施設課長通知「学校以外の団体による学校施設の使用について」（以下「施設課通知」という。）により各学校へ周知している。

エ なお、学校施設の使用許可が住民監査請求の対象となるか否かについては、住民訴訟では、対象財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為が対象となるとされており（最高裁第一小法廷平成2年4月12日判決）、住民監査請求においても同様と解されている。

(2) PTAによる学校施設の使用について

ア PTAは、児童生徒の健全な育成を図ることを目的として、保護者と教職員が協力して、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに児童生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善、充実を図るために会員相互の学習その他必要な活動を行う団体とされており、幟町小学校P

PTAは、会の規約によれば、民主教育を推進し児童の福祉を増進すること、会員の教養の向上に努めること、学校の教育的環境の整備拡充を図ることを目的として、設立されている。

イ PTAと学校は、児童生徒の健全な育成を図るという共通の目的のもと密接不可分な関係にあり、お互い連携して、この目的を達成するための活動を行っているとのことであり、幟町小学校においてもPTAと学校が連携した行事が行われている。

ウ 平成26年11月9日（日）に幟町小学校において幟町小学校PTA主催で開催された「ふれあいの日」の行事（以下「ふれあいの日」という。）は、児童、保護者等と地域の人々がふれあいを深めることを目的に、幟町小学校PTAと幟町小学校が連携して、例年行う行事である。

この「ふれあいの日」では、グラウンドや体育館などの学校施設が使用され、児童と地域住民等と一緒に遊ぶ「ふれあい広場」などのコーナー、軽飲食を提供するためのコーナー、地震体験車コーナーなどが設けられている。

エ 「ふれあいの日」の開催に当たり、幟町小学校PTA代表者は、グラウンドや体育館などの学校施設を使用するために、平成26年9月1日付けで施設課通知に定められた学校施設使用申込書を幟町小学校長へ提出し、同校長は、当該行事が、児童、保護者等と地域の人々がふれあいを深めることを目的としたものであり、小学校教育の目的に合うものであると判断し、施設課通知に基づき、校務として学校施設の使用を認めている。

オ 幟町小学校長は、当初、「ふれあいの日」における幟町小学校PTAによるバザー等でテント使用を、行事当日に片付けることを前提に認めていた。

しかしながら、行事当日の雨によりテントが濡れ、乾燥させなければ片付けることができなくなったため、同校PTA代表者は、テントをグラウンドの南側へ移動させた上で、多くの保護者の参加が見込める次の土曜日（11月15日）までの間、引き続きグラウンドを使用する内容の学校施設使用申込書を同校長へ提出し、同校長は、申込内容は小学校運営に大きな支障はないと判断し、使用を認めている。

なお、テントの片付けは、予定どおり11月15日に約80人の保護者により行われている。

### (3) その他の請求人の主張について

請求人は、グラウンド利用により教育活動等の阻害となったこと、テントの設置により事故の懸念があったことが損害であると主張するにとどまり、広島市が被った損害を明らかにする証拠は提出されていない。

## 2 判断

PTAと学校は、児童生徒の健全な育成を図るという共通の目的のもと、互いに連携し、この目的を達成するための活動を行っており、「ふれあいの日」は、児童、保護者等と地域の人々がふれあいを深めることを目的に、幟町小学校が開催した「ふれあい参

観日」と一体となつて行われた行事であることから、幟町小学校長が、「ふれあいの日」による学校施設の使用を目的内使用であるとした判断は妥当である。

同校長が、幟町小学校PTAが行事終了後の次の土曜日までの間、引き続きグラウンドを使用することを認めたことについては、当初予定していた使用目的の範囲内で使用期間を延長したものにすぎず、また、日数及び面積等の点から小学校運営に大きな支障はないとの判断に基づき認めたものであり、その判断は妥当である。

本件措置請求に係る学校施設の使用手続については、その使用に必要な手続等を定めている施設課通知どおり適正に行われている。

本件措置請求に係る学校施設の使用に伴う使用料については、条例で定めている徴収すべき使用料に該当するものはない。

その他請求人の主張する行事終了後のグラウンド利用による教育活動等の阻害及びテントの設置による損害は認められない。

なお、本件措置請求に係る学校施設の使用は、教育行政上の観点から認めたものであり、教育財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全等を図る財務的処理を直接の目的とする行為ではないことから、住民監査請求の対象となる財務会計行為の要件を欠くものである。

### **3 結論**

以上のとおり、請求人の主張に理由はないことから、本件措置請求について請求を棄却する。